

(目次)

	頁
(1) I R (統合型リゾート)について	1頁
(2) 令和3年度の自治会町内会館整備について	2頁
(3) 家具転倒防止対策助成事業について	3頁
(4) 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」について	4頁
(5) 「なかく街の先生ガイド」について	5頁
(6) 補助金申請書の締め切りの延長について	6頁

## (1) I R (統合型リゾート)について

「横浜 I R (統合型リゾート)の方向性(素案)」のパブリックコメントには、多くの市民の皆様からご意見をいただくことができました。

現在、8月の公表に向けて、パブリックコメントを踏まえた素案修正を進めています。

また、市民の皆様にご理解いただけるよう、広報動画を作成しましたので、ご覧ください。

### 【広報動画の内容】

広報動画では、なぜ日本に I R が導入されることになったのか、横浜市が I R を誘致する理由、依存症・治安などへの対策をご説明し、魅力的な海外の I R 施設をご紹介します。

### 【広報動画のみかた】

- ◇ 横浜 I R (統合型リゾート) のウェブサイト  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/kouhoudouga.html>
- ◇ 市民情報センターでの貸出  
現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底する観点から、市民情報センターの業務を一部臨時休業しています。DVDの貸出は、事前に電話でご予約いただく必要があります。(電話予約先：045-671-3900)  
※ただし、現在、緊急事態宣言の発令に伴い貸出を休止しています(緊急事態宣言が解除される日まで休止予定)。

### 【送付物】

- ◇ 説明資料
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

### 【問合せ先】

都市整備局 I R 推進課 Tel 6 7 1 - 4 1 3 5

## (2) 令和3年度の自治会町内会館整備について

令和3年度の補助申請予定団体を決定するため、令和3年度に自治会町内会館及び公園集会所の新築・購入・増築・改修・修繕（補助対象経費100万円以上）を予定している自治会町内会につきましては、中区地域振興課へご連絡ください。所定の書類をお送りしますので、ご提出をお願いします。

### 【今後のスケジュール及び依頼事項】

- ◇ 中区役所地域振興課へのお申し出期限：令和2年6月30日（火）
- ◇ 必要な書類等については、中区役所地域振興課へお問い合わせください。（電話224-8131）
- ◇ 必要書類の提出期限：令和2年7月31日（金）（予定）
- ◇ 市民局で優先順位等を審査の上、令和3年3月末頃に、令和3年度の補助申請予定団体を決定します。

### 【その他】

令和2年度の整備予定については、令和元年度に事前申出いただいているところですが、風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、中区役所地域振興課へご相談ください。

### 【送付物】

- ◇ 説明資料、自治会・町内会館整備のための補助制度等の御案内、建築物不燃化推進事業補助リーフレット、木材利用促進チラシ
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

### 【問合せ先】

中区役所 地域振興課 TEL 224-8131

### (3) 家具転倒防止対策助成事業について

地震時の家具転倒による被害を防止するため、家具転倒防止器具の取付けを無料代行する事業を行っていますので、お知らせします。なお、器具代は申請者のご負担となります。

#### 【補助制度】

- ◇ 対象：同居者全員が下記①～⑥のいずれかであること
  - ①65 歳以上
  - ②身体障害者手帳の交付を受けている
  - ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
  - ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
  - ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
  - ⑥中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯については、②～⑤に該当しない限り、制度対象外
- ◇ 受付件数：500 件（先着順）
- ◇ 申込方法：①電話の場合：0 4 5 - 2 6 2 - 0 6 6 7  
(NPO 法人横浜市まちづくりセンター)  
※平日 10 時～16 時まで（12 時～13 時除く）
- ②電子申請の場合：横浜市 家具転倒防止対策 で検索

#### 【送付物】

- ◇ 「家具転倒防止器具の取付けを代行します」案内チラシ
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に 1 部ずつ

#### 【問合せ先】

総務局 地域防災課 Tel 6 7 1 - 3 4 5 6

#### (4) 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」について

時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」について、自治会町内会掲示板への掲出をお願いします。なお、チラシは毎月作成・送付しますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いします。

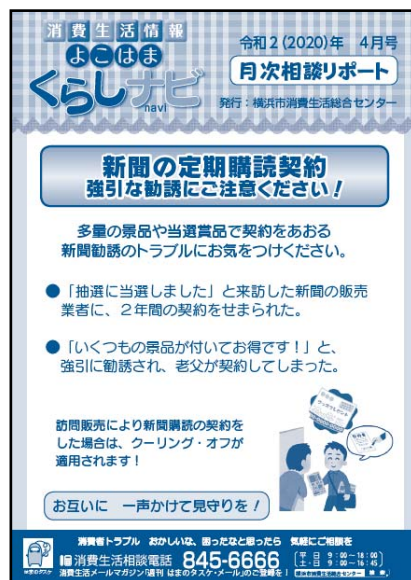
ただし、当面の間は、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、各自治会町内会へ1部ずつ配布します。

#### 【送付物】

- ◇ 説明資料、「月次相談レポート（4・5月号）」
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

#### 【問合せ先】

経済局 消費経済課 TEL 6 7 1 - 2 5 6 8



## (5) 「なかく街の先生ガイド」について

「なかく街の先生ガイド」を発行しましたので、お知らせします。ぜひ、町内会などの地域のお祭りやイベント、生涯学習講座等にお役立てください。

### 【なかく街の先生の概要】

仕事や趣味で培った自分の経験・知識・技術を、地域のさまざまな活動に役立てていただくためのボランティア人材バンクで、なか区民活動センターより紹介している。

現在、中区には延べ101名の先生が様々な分野で登録している。

### 【送付物】

- ◇ 「なかく街の先生ガイド」冊子
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

### 【問合せ先】

中区役所 地域振興課 TEL 2 2 4 - 8 1 3 7

なか区民活動センター TEL 2 2 4 - 8 1 3 8



## (6) 補助金申請書の締め切りの延長について

「町の防災組織活動補助金」、「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」について、集団感染のリスクを下げるため、申請書類の提出期限を延長することとしましたので、お知らせいたします。

なお、ご提出の際は、添付の返信用封筒を使用し、送付いただきますようお願いいたします。

引き続き、夜間の外出、不要不急の外出をお控えいただき、体調にも十分ご留意いただき、感染予防にご協力くださいますようお願いいたします。

### 【締め切りを延長する補助金】

- ◇ 町の防災組織活動補助金
- ◇ 地域活動推進費補助金
- ◇ 地域防犯灯維持管理費補助金

### 【申請締切日】

令和2年8月31日（月）

※申請書類は、返信用封筒にてご提出ください。

### 【送付物】

- ◇ 説明資料、返信用封筒
- ◇ 送付枚数：各自治会町内会に1部ずつ

### 【問合せ先】

(町の防災組織活動補助金に関すること)

中区役所 総務課 Tel 224-8112

(地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金に関すること)

中区役所 地域振興課 Tel 224-8131